

1 労働法のあらまし

日本国憲法第27条では「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」とし、国民の勤労権を宣言するとともに、第28条で労働者の団結権、団体交渉権及び争議権を定めています。

そして、この憲法の理念に基づいて制定された法律を総称して「労働法」と呼んでいます。労働法には、労働者と使用者との交渉について定めたもの、使用者が守らなければならない最低の基準を定めたもの、失業した労働者の生活の安定と再就職の援護について定めたものなど、労働者のおかれるさまざまな状況に応じた各種の法律があります。

主な労働法には、次のようなものがあります。

労使関係に関する法律	◎労働組合法(労組法) ◎労働関係調整法(労調法) ◎個別労働関係紛争解決促進法
労働条件の基準に関する法律	◎労働基準法(労基法) ◎最低賃金法(最賃法) ◎男女雇用機会均等法(均等法) ◎育児・介護休業法 ◎パートタイム労働法 ◎家内労働法 ◎労働安全衛生法(安衛法) ◎労働契約法(契約法) ◎賃金の支払の確保等に関する法律(賃確法) ◎労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(労働時間等設定改善法)
職業の安定確保に関する法律	◎雇用対策法 ◎職業安定法 ◎労働者派遣法 ◎障害者雇用促進法 ◎職業能力開発促進法 ◎高齢者雇用安定法
社会保険に関する法律	◎労働者災害補償保険法 ◎雇用保険法 ◎健康保険法 ◎労働保険徴収法 ◎国民健康保険法 ◎厚生年金保険法 ◎国民年金法
労働者福祉の増進に関する法律	◎中小企業退職金共済法 ◎青少年の雇用の促進等に関する法律 ◎勤労者財産形成促進法